

中間連結財務諸表

平成21年度中間期（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）、平成22年度中間期（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受け、適正である旨の中間監査報告書を受領しております。

科 目	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
現金預け金	42,799	25,943
コールローン及び買入手形	20,000	29,000
買入金銭債権	9	—
商品有価証券	53	86
金銭の信託	3,000	3,000
有価証券	346,065	355,672
貸出金	841,600	859,047
外国為替	3,727	4,107
その他資産	4,705	5,772
有形固定資産	14,296	14,288
無形固定資産	1,000	754
繰延税金資産	5,948	5,185
支払承諾見返	3,434	3,309
貸倒引当金	△ 10,064	△ 9,384
資産の部合計	1,276,576	1,296,782

科 目	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
預金	1,186,200	1,206,917
コールマネー及び売渡手形	902	922
借入金	2,000	2,000
外国為替	2	0
社債	8,000	8,000
その他負債	5,878	5,014
賞与引当金	853	841
役員賞与引当金	18	16
退職給付引当金	5,290	5,271
役員退職慰労引当金	217	148
睡眠預金払戻損失引当金	199	197
利息返還損失引当金	20	46
偶発損失引当金	609	460
再評価に係る繰延税金負債	2,458	2,427
支払承諾	3,434	3,309
負債の部合計	1,216,086	1,235,570

科 目	平成21年度中間期 (平成21年9月30日現在)	平成22年度中間期 (平成22年9月30日現在)
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	37,108	38,457
自己株式	△ 123	△ 124
株主資本合計	55,193	56,541
その他有価証券評価差額金	2,819	2,223
土地再評価差額金	2,226	2,182
評価・換算差額等合計	5,046	4,406
少数株主持分	249	263
純資産の部合計	60,490	61,211
負債及び純資産の部合計	1,276,576	1,296,782

科 目	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
経常収益	13,132	12,541
資金運用収益	11,385	10,740
（うち貸出金利息）	(9,032)	(8,652)
（うち有価証券利息配当金）	(2,294)	(2,038)
役員取引等収益	995	1,060
その他業務収益	343	588
その他経常収益	408	152
経常費用	11,809	10,389
資金調達費用	1,503	912
（うち預金利息）	(1,392)	(788)
役員取引等費用	755	761
その他業務費用	0	389
営業経費	7,569	7,513
その他経常費用	1,980	812
経常利益	1,323	2,152
特別利益	542	157
固定資産処分益	3	—
貸倒引当金戻入益	433	—
償却債権取立益	93	157
その他の特別利益	11	—
特別損失	65	180
固定資産処分損	36	12
減損損失	29	72
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	95
税金等調整前中間純利益	1,799	2,130
法人税、住民税及び事業税	277	192
過年度法人税等	607	—
法人税等調整額	△ 23	811
法人税等合計	860	1,003
少数株主損益調整前中間純利益		1,126
少数株主利益又は少数株主損失（△）	11	△ 0
中間純利益	927	1,126

中間連結株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
前期末残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
自己株式の処分	△ 0	—
自己株式処分差損の振替	0	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
前期末残高	36,422	37,541
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	927	1,126
自己株式処分差損の振替	△ 0	—
土地再評価差額金の取崩	6	38
当中間期変動額合計	685	915
当中間期末残高	37,108	38,457
自己株式		
前期末残高	△ 122	△ 123
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 1	△ 0
自己株式の処分	0	—
当中間期変動額合計	△ 1	△ 0
当中間期末残高	△ 123	△ 124
株主資本合計		
前期末残高	54,509	55,626
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	927	1,126
自己株式の取得	△ 1	△ 0
自己株式の処分	0	—
自己株式処分差損の振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	6	38
当中間期変動額合計	684	915
当中間期末残高	55,193	56,541

	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 2,428	3,799
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,248	△ 1,575
当中間期変動額合計	5,248	△ 1,575
当中間期末残高	2,819	2,223
土地再評価差額金		
前期末残高	2,233	2,220
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 6	△ 38
当中間期変動額合計	△ 6	△ 38
当中間期末残高	2,226	2,182
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△ 194	6,019
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 6	△ 38
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,248	△ 1,575
当中間期変動額合計	5,241	△ 1,613
当中間期末残高	5,046	4,406
少数株主持分		
前期末残高	239	265
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	10	△ 1
当中間期変動額合計	10	△ 1
当中間期末残高	249	263
純資産合計		
前期末残高	54,553	61,911
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 249	△ 249
中間純利益	927	1,126
自己株式の取得	△ 1	△ 0
自己株式の処分	0	—
自己株式処分差損の振替	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	5,258	△ 1,577
当中間期変動額合計	5,936	△ 699
当中間期末残高	60,490	61,211

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位 百万円)

科 目	平成21年度中間期 (平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,799	2,130
減価償却費	535	564
減損損失	29	72
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	95
持分法による投資損益 (△は益)	△ 18	△ 17
貸倒引当金の増減 (△)	△ 877	△ 635
賞与引当金の増減額 (△は減少)	113	107
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 9	△ 15
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 37	△ 39
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	19	△ 100
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	1	5
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△ 11	16
偶発損失引当金の増減 (△)	18	△ 126
資金運用収益	△ 11,385	△ 10,740
資金調達費用	1,503	912
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 13	—
有価証券関係損益 (△)	△ 211	△ 14
為替差損益 (△は益)	△ 6	△ 4
固定資産処分損益 (△は益)	32	12
貸出金の純増 (△) 減	5,345	△ 1,536
預金の純増減 (△)	13,142	21,097
コールローン等の純増 (△) 減	5,042	△ 11,000
コールマネー等の純増減 (△)	△ 80	△ 101
商品有価証券の純増 (△) 減	1	37
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	351	276
外国為替 (負債) の純増減 (△)	1	△ 7
資金運用による収入	11,326	10,846
資金調達による支出	△ 1,683	△ 1,140
その他	△ 237	△ 1,373
小 計	24,693	9,321
法人税等の支払額	△ 377	△ 72
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,315	9,248
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 101,625	△ 109,737
有価証券の売却による収入	22,248	2,260
有価証券の償還による収入	68,107	101,466
有形固定資産の取得による支出	△ 167	△ 174
有形固定資産の売却による収入	14	—
無形固定資産の取得による支出	△ 25	△ 73
その他	0	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 11,448	△ 6,258
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△ 102	△ 136
配当金の支払額	△ 249	△ 249
少数株主への配当金の支払額	△ 1	△ 1
自己株式の取得による支出	△ 1	△ 0
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 353	△ 386
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	12,513	2,603
現金及び現金同等物の期首残高	30,285	23,339
現金及び現金同等物の中間期末残高	42,799	25,943

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(平成22年度中間期)

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 2社 株式会社大光ビジネスサービス
たいこうカード株式会社
- (2) 非連結子会社 該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 2社 大光リース株式会社
株式会社東北バンキングシステムズ
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日はすべて9月末日であります。

4 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：8年～50年
その他：3年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を立上不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,515百万円であります。
- 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を動向として必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を動向し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員が退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務債務
その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生しているものと認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (11) 利息返還損失引当金の計上基準
連結子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (12) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。
- (13) 外貨建資産・負債の換算基準
外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- ます。
- (14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。
- (15) 消費税等の会計処理
当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常利益は1百万円、税金等調整前中間純利益は96百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は116百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成21年3月24日）の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

変動利付国債の時価については、昨年度の金融市場の混乱により市場価格が理論価格と大幅に乖離があったことから時価とみなせない状態にあると判断し、平成20年度中間連結会計期間末からは従来の市場価格に替え、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、当中間連結会計期間末においては、市場価格と理論価格が乖離した状態が1年以上継続していること及びその乖離が縮小傾向にあるため、市場価格の時価とみなすことが相当と判断し、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としております。
これにより、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、有価証券は2,878百万円、その他有価証券評価差額金は1,715百万円それぞれ減少し、繰延税金資産は1,162百万円増加しております。

注記事項

1 中間連結貸借対照表関係（平成22年9月30日現在）

- (1) 有価証券には、関連会社の株式140百万円を含んでおります。
- (2) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,707百万円、延滞債権額は33,945百万円あります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (3) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は217百万円あります。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,466百万円あります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,337百万円あります。なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (6) 手形割引は、銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱いは「日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号」に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,215百万円あります。
- (7) 担保に供している資産は次のとおりであります。為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券62,385百万円及び預け入れ5百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金・敷金は198百万円あります。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は58,228百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,120百万円、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,232百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- (9) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法によるおります。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- | | |
|---|----------|
| (10) 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,269百万円 |
| (11) 借入金、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,000百万円あります。 | 9,403百万円 |
| (12) 社債は、劣後特約付社債8,000百万円あります。 | |

